

## 精神科医療機関への通院に係る医療費の助成

H18年度に施行された障害者自立支援法により、障がい者の心身の障がいの除去、軽減するための公費負担制度です。

### <対象者>

統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患のある方で、通院による精神医療を継続的に必要とする病状にある方が対象となります。

### <医療の範囲>

精神障害及び当該精神障害に起因して生じた病態に対して病院又は診療所に入院しないで行われる医療に対して助成されます。

### <申請方法>

該当する患者さんは、現在お住まいの市町村障害福祉担当課（札幌市の場合は区役所保健福祉課）に次の書類を添えた申請が必要です。

- ◇ 自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請書
- ◇ 診断書（精神通院医療）・・・指定自立支援医療機関で作成
- ◇ 医療保険の加入関係を示す書類（被保険者証写し等）
- ◇ 「世帯」の所得の状況が確認できる書類（市町村民税課税証明書等）
- ◇ 受給者証（再認定の場合のみ）

1年に1度更新の手続きが必要です。有効期間が終わる3ヶ月前から更新申請ができます。詳しくは申請窓口である市町村役場にお問い合わせください。

### <使用方法>

- ◇ 受給者証に記載された指定医療機関・薬局等で使用することができます。
- ◇ 精神科で受診する際に受給者証と自己負担額上限管理表（上限がある方のみ）を窓口へ提出します。
- ◇ 入院時の医療費や受給者証に記載されていない医療機関、薬局等、また精神科等の治療以外に受診された場合は対象になりませんのでご注意ください。

### <自己負担額>

- ◇ 自己負担額は基本的に1割の定率負担です。
- ◇ 定率負担が過大とならないように、所得に応じて1月あたりの負担限度額を設定しています。

一定所得以下		中間所得以下		一定所得以上		
生活保護世帯	市町村民税非課税世帯		市町村民税課税世帯			
	本人収入 ≤ 80万円	80万円 < 本人収入	市町村民税 < 3万3千円 (所得割)	3万3千円 ≤ 市町村民税 < 23万5千円 (所得割)	23万5千円 < 市町村民税 (所得割)	
生活保護	低所得1	低所得2	中間所得		一定所得以上	
負担 0円	負担上限月額 2500円	負担上限月額 5000円	医療保険の自己負担限度額（自己負担1割）		公費負担の対象外	
			高額治療継続者（重度かつ継続）*			
			中間所得層1 負担上限月額 5000円	中間所得層2 負担上限月額 10000円	一定所得以上 負担上限月額 20000円	

#### \* 重度かつ継続の範囲

- 疾病、病状から対象となる者
  - ① 統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）の者
  - ② 精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者
- 疾病等にかかわらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者（医療保険多数該当の者）

\* 一定所得以上（負担上限月額 20000円）については、経過的特例の適用が平成27年3月31日までとなっています。期間の延長がされなかった場合、平成27年4月1日以降は対象外となります。